訪問看護重要事項説明書

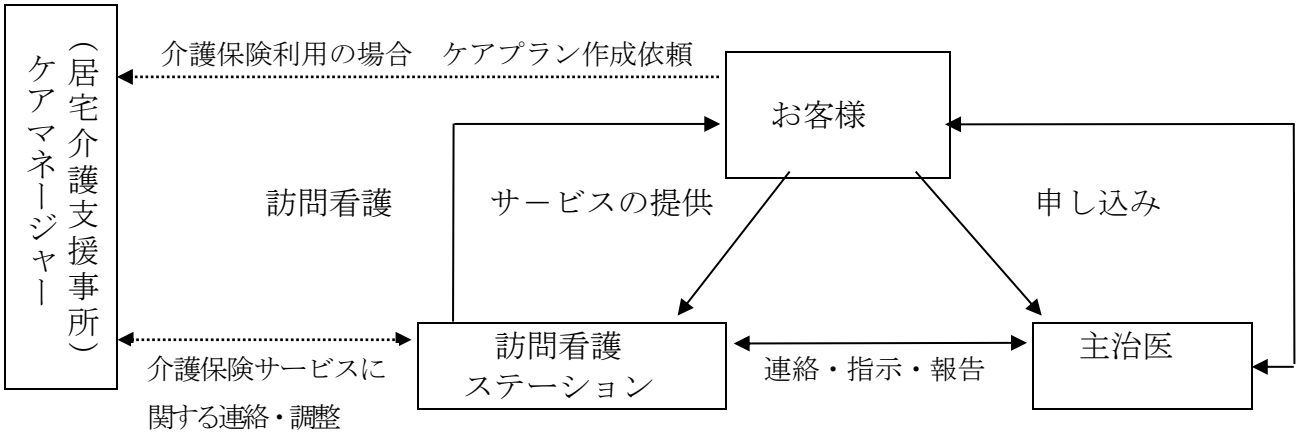
訪問看護契約書

2026/1/1　改

エデュコ訪問看護ステーション南

エデュコ訪問看護ステーション南（訪問看護重要事項説明書）

１．　訪問看護のお申し込みからサービス開始まで



訪問看護は、看護師などが家庭訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方の看護を行うサービスで、介護保険や医療保険で利用できます。主治医の治療方針（介護保険の利用者はケアプランと治療方針）に沿って看護計画を立てて、他のサービスとも連携しながら看護を行いますので、安心して在宅療養が続けられます。

訪問看護をご利用になる場合は主治医の指示書が必要です。主治医が作成した指示書は訪問看護ステーションに提供されます。それに対して訪問看護ステーションより、毎月訪問させていただいた利用者様の状態を訪問看護報告書に記載し主治医へ報告いたします。

２．訪問看護サービスの内容

⑴看護、介護の提供

① 病状の観察、全身状態のチェック
② 精神的なサポート
③ 理学療法
④ 作業療法
⑤ 床ずれの予防と処置
⑥ カテーテル等の交換、管理
⑦ 清潔の保持、入浴の介助
⑧ 食事指導・介助、排泄介助
⑨ ターミナル患者の看護
⑩ 認知症の看護指導
⑪ 記録

⑵リハビリテーションの実施指導

⑶家族への援助

①家族への介護指導、療養指導
②社会資源活用及び介護・福祉制度の活用

⑷指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供する。

３．当事業所の営業時間

営業日	月曜日～金曜日	午前 9 時 00 分　～　午後 17 時 30 分
休　日	土曜日・日曜日・祝日	〈特別訪問看護指示期間・医療的処置が必要な方〉

	その他の休日	8 月 14～15 日、12 月 30 日～1 月 3 日

電話番号　：092-404-2400　　FAX 番号：092-404-2411

当ステーションは､年間を通して２４時間連絡･相談･状況により訪問の体制を設けております。

４．ご利用者様の負担金について

訪問看護利用料は介護保険法医療保険法で定められた報酬単位に基づいて算定されます。

⑴利用料

① 介護保険利用の場合・・要介護または要支援認定を受けられた方が受けられるサービス利用料は自己負担割合に応じた額となります。

②医療保険利用の場合・・特定疾患・障害者医療・被爆者医療等の免除者を除き、お手持ちの保険内容で自己負担が変わります。※別紙をご参照下さい。

⑵交通費

① 当ステーションでは交通費は頂いておりませんが実施地域を超えて遠方の場合は訪問出来ない事もあります。

② キャンセル料はいただいておりませんが､必ず訪問予定前日までに連絡をお願い致します。当日緊急時を除いてのキャンセルは１回につき移動代として 500 円徴収いたします。

５．ご利用にあたってのお願い

①保険証や医療受給者証などを確認させていただきます｡これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。

③ 利用料は毎月１５日までに前月分の請求を行いますので２５日までにお支払いください。お支払い頂きますと領収書を発行いたします。お支払い方法は、銀行引落となります。

③訪問は看護師が原則１人で伺います。

④スタッフの利用者様宅での飲食は禁止させていただきます。

⑤交通状況により訪問時間が多少前後する事がございます。

⑥暴言・暴力・セクハラ行為、発言は訪問を中止させていただきます。

６．サービス内容に関する苦情の対応

⑴当事業所利用者の苦情の対応

当事業所の訪問看護サービスに関する苦情（相談）を承ります。

苦情相談窓口・・管理者　上村　真奈美

⑵関係市町村への苦情（相談）の対応

当事業所の提供地域の市役所・区役所へ苦情を伝えることができます。

⑶苦情処理体制・手順

① 苦情があった場合は、直ちに管理者が相手方に連絡をとり、直接訪問する等して詳しい事情を聞くとともに、担当者からも事情を聞いて対応させて頂きます。

② 担当者や管理者を含めて検討した結果をご報告させて頂きます。

介護保険の方の苦情対応相談窓口

① エデュコ訪問看護ステーション南　管理者　上村　真奈美　　TEL：092-404-2400

② 春日市　高齢課　TEL：092-981-0115

③ 筑紫野市　高齢者支援課　TEL：092-923-1111（代表）

④ 大野城市　介護支援課　　TEL：092-501-2211　（代表）

⑤ 太宰府市　介護保険課　TEL：092-921-2121（代表）
⑥ 那珂川市　高齢者支援課　TEL：092-953-2211（代表）
⑦ 粕屋町　高齢支援課　介護保険係　TEL:092-938-0229
⑧ 福岡県国民健康保険団体連合会　情報・介護課介護保険係
（介護苦情相談窓口）　092-642-7859
⑨ 春日市北地域包括支援センター　TEL：092-589-6227
⑩ 春日市南地域包括支援センター　TEL：092-595-8188
⑪ 大野城市すこやか福祉部すこやか長寿課地域包括支援センター　TEL：092-501-2306
⑫ 太宰府市地域包括支援センター　TEL：092-929-3211
⑬ 那珂川市地域包括支援センター　TEL：092-953-2211
⑭ 筑紫野市地域包括支援センター　筑紫野荘　TEL：092-926-2871
⑮ 筑紫野市地域包括支援センター　天拝の園　TEL：092-918-5788
⑯ 筑紫野市地域包括支援センター　むさし　TEL：092-925-2775
⑰ 筑紫野市地域包括支援センター　アシスト桜台　TEL：092-923-8803
⑱ 福岡市内　地域包括支援センターは、別紙

７．事故発生時の対応

事故発生時の対応としての連絡体制をとっています。
① 当事業所から、かかりつけ医（主治医）へ報告し指示を受けます。
② 事業所から、居宅介護支援事業所への報告。
③ 医療機関への受診等が必要な場合は、福岡市各区役所・各役場及び地域包括支援センターへの報告。

８．当事業所の職員体制

	資格（職種）	常　勤	非常勤	合　計	業務内容
管理者	看護師	1名		1名	管理業務
サービス提供者	看護師	2名	0名	2名	訪問看護
サービス提供者	理学療法士 作業療法士	0名 0名		0名 0名	訪問リハビリ
事務		0名	1名	1名	事務作業

９．株式会社　エデュコ　沿革

① 平成30年5月1日エデュコ訪問看護ステーション博多、老人保険法に基づく指定を受ける
② 平成30年5月1日エデュコ訪問看護ステーション博多、介護保険法の居宅サービス事業者の指定訪問看護ステーションとなる
③ 令和元年8月1日エデュコ訪問看護ステーション中央　開設
④ 令和2年10月1日ルナソル相談支援事業所　開設
⑤ 令和3年8月1日エデュコ訪問看護ステーション東　開設
⑥ 令和5年1月1日 e.nHOME 住宅型有料老人ホーム　福岡市博多区美野島に開設
⑦ 令和5年1月1日 e.nヘルパーステーション　福岡市博多区美野島に開設

⑧ 令和５年４月１日エデュコ訪問看護ステーション博多を博多区月隈に移転
⑨ 令和５年５月１日エデュコ訪問看護ステーション久留米　開設
⑩ 令和５年８月１日エデュコ訪問看護ステーション佐賀　佐賀市新栄東に開設
⑪ 令和６年12月１日エデュコ訪問看護ステーション佐賀　久留米と統合
⑫ 令和８年１月１日エデュコ訪問看護ステーション南　春日市に開設

当事業所の運営方針

1. 要介護認定者等のケアプランに基づくサービスの提供を基本とします。
2. 居宅介護支援事業者、関係市町村、地域の保健、医療、福祉関係者、及び他のサービス事業者との密接な連携と適切な運営をはかっています。

（１）「エデュコの理念」…『　共生・丁寧・希望　』

１．　私たちは、ご利用者さまがご自宅で安心して暮らせるよう共生の地域作りを目指し地域住民に信頼される訪問看護事業に努めます。
２．　私たちは、病気や障がい・経済的・社会的立場による差別がない地域づくりを目指して丁寧な接遇・看護サービスの実現に努力します。
３．　私たちは、ご利用者さまが持っている力を引き出し希望がもてる看護を提供します。

（２）その他

サービス提供者の変更	変更を希望される場合はお申出ください。
サービス提供者の研修	年１回、学会発表、月１回知識向上の学習・教育

10. 当事業所（エデュコ訪問看護ステーション南）の概要及びサービス提供地域

事業所名	エデュコ訪問看護ステーション南
管理者名	上村　真奈美
所在地	〒816-0812　福岡県春日市平田台１丁目３１　パークサイド春日の杜101
介護保険事業所番号	4061691051
提供地域	第12条　当ステーションより20Km以内の範囲で春日市・那珂川市・太宰府市・筑紫野市・大野城市・糟屋郡（新宮町・久山町を除く）・福岡市（博多区・南区・城南区・中央区・早良区）とその周辺とする

※利用者の方のご希望があれば、地域外の方でもご相談に応じることがあります。

11. 当株式会社の概要

名　称：株式会社　エデュコ
代表者：諏訪原 加奈子
所在地：福岡市博多区月隈２丁目６番３号　ＹＫフラット２号室
電　話：092-710-0928
ＦＡＸ：092-710-0929